

高原町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

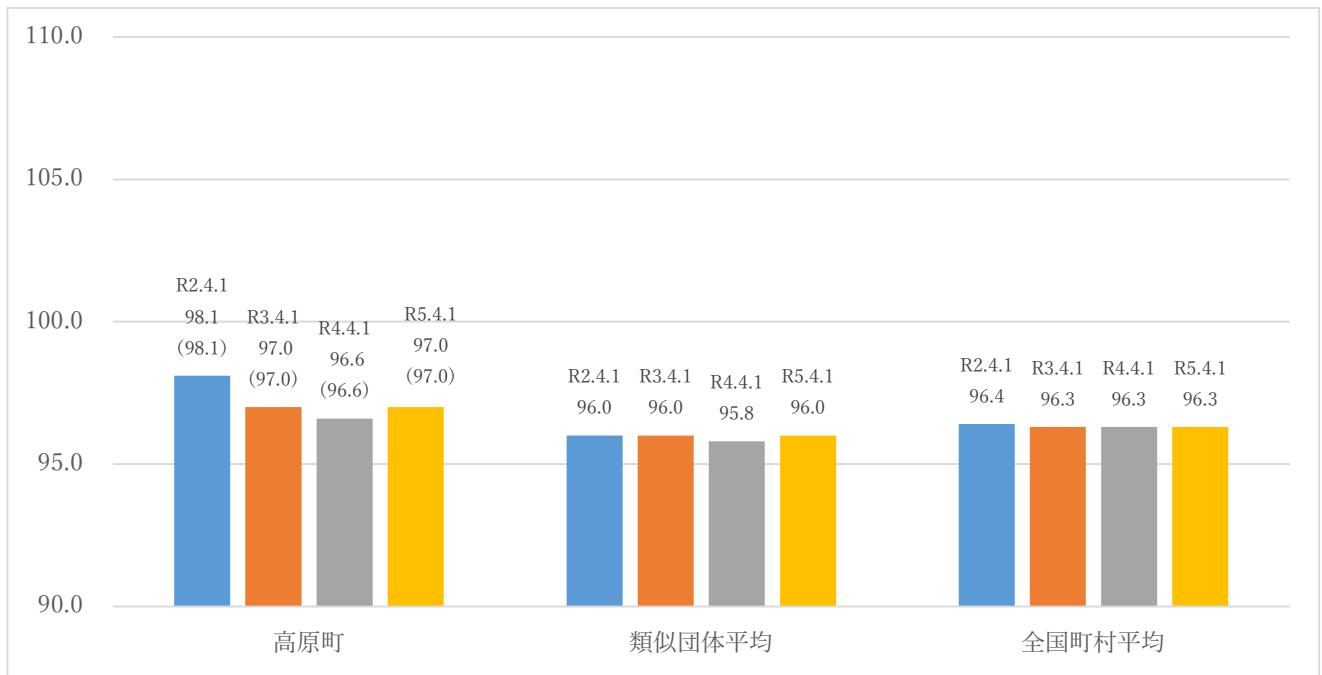
区 分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 9,009	千円 7,099,301	千円 89,979	千円 1,068,924	% 15.1	% 15.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 116	千円 398,127	千円 79,734	千円 160,529	千円 638,390	千円 5,503	千円 5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げ。激変緩和のため、当分の間の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(支給割合) 1級地の国基準20%に対し、高原町においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は18%、給与改定後は平成27年4月に遡及し20%、平成28年4月1日から20%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1日 時点	遡及 改定後								
国基準による支給割合	18%	18%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
高原町の支給割合	0%	18%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高原町	41.6歳	305,300円	366,936円	327,676円
宮崎県	42.7歳	310,489円	375,783円	334,948円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	—
類似団体	41.2歳	299,802円	357,065円	328,615円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		高原町	宮崎県	国
一般行政職	大学卒	175,300円	185,200円	185,200円
	高校卒	154,600円	154,600円	154,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,800円	341,100円	364,600円	375,900円
	高校卒	222,700円	310,300円	348,200円	366,900円

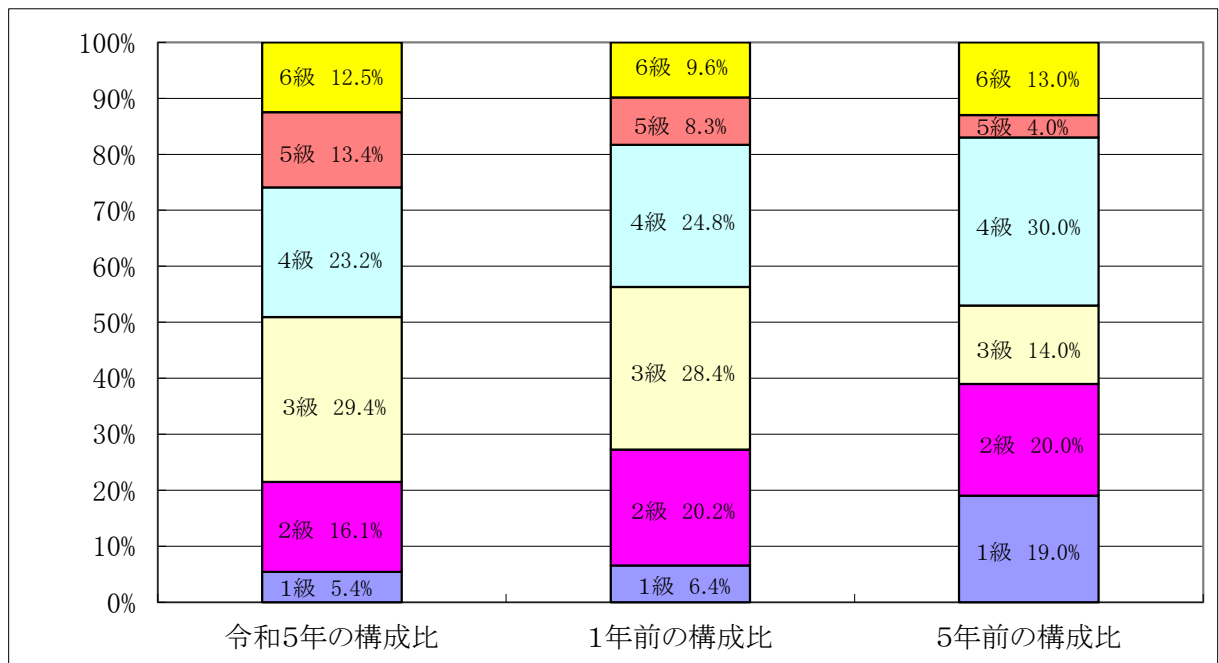
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

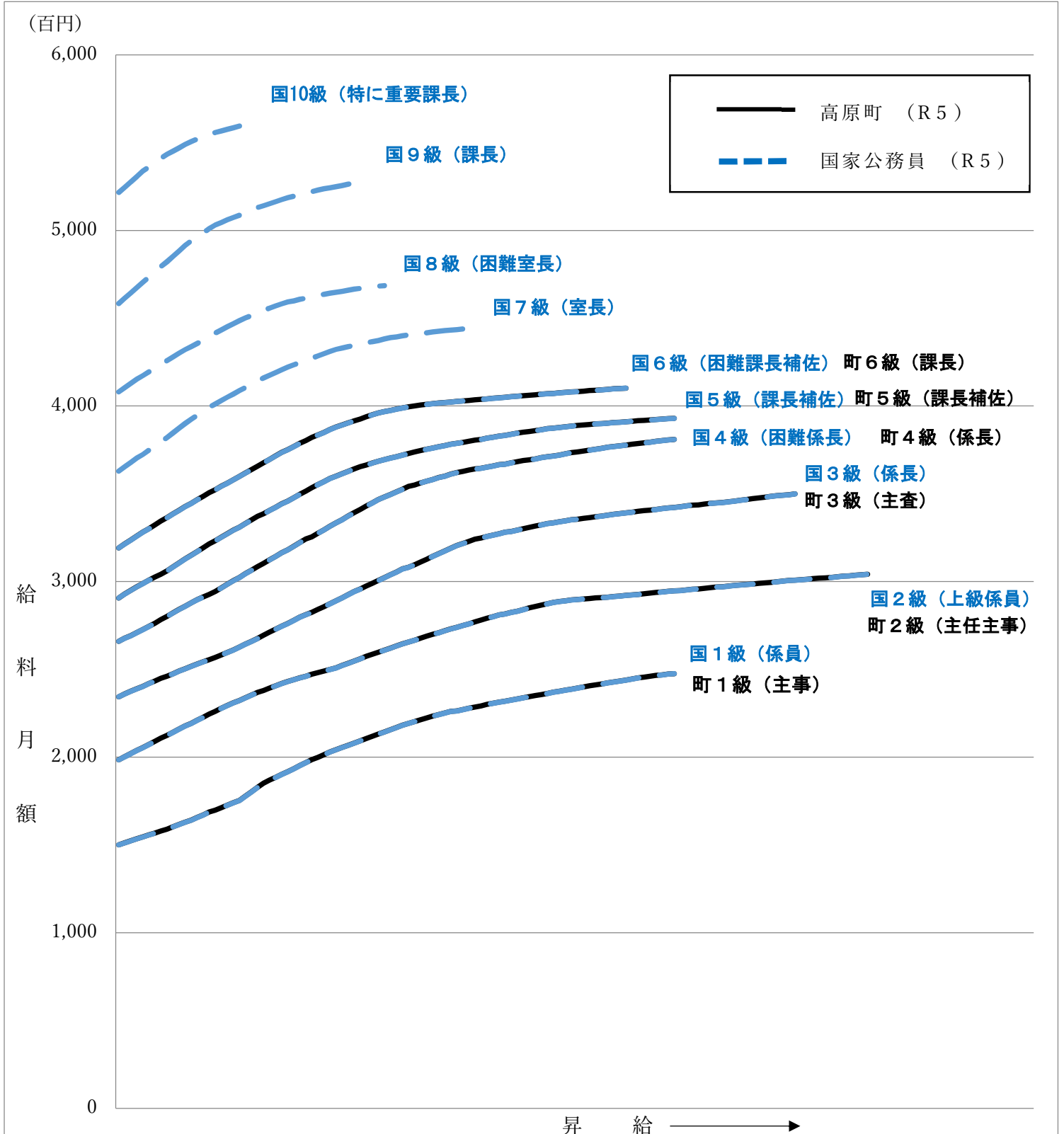
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師	6人	5.4%	150,100円	247,600円
2 級	主任主事、主任技師	18人	16.1%	198,500円	304,200円
3 級	主査	33人	29.4%	234,400円	350,000円
4 級	係長、副主幹	26人	23.2%	266,000円	381,000円
5 級	課長補佐、主幹	15人	13.4%	290,700円	393,000円
6 級	課長、対策監	14人	12.5%	319,200円	410,200円

(注) 1 高原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（高原町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高原町	宮崎県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,377千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,531千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.95) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（高原町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

高原町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	47.709月分	47.709月分	勤続35年	47.709月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%		
1人当たり平均支給額 9,399千円			1人当たり平均支給額 - 千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			15,874千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			299,504円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			30.1%	
手当の種類（手当数）			12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
滞納処分事務手当	滞納処分に従事する者	滞納処分事務	134千円	1世帯1,000円
伝染病防疫事務手当	伝染病防疫に従事する者	伝染病防疫事務		日額1,000円 ※(1) 新型コロナウイルス感染症に係る作業： 日額3,000円

				(2) 新型コロナウイルス感染症の患者に接する作業：日額4,000円
レントゲン作業事務手当	診療放射線技師	レントゲン作業事務		月額5,000円
細菌検査事務手当	臨床検査技師	細菌検査事務		月額5,000円
変死者の死体収納その他の手当	変死者の死体収納その他に従事する者	変死者の死体収納その他		その都度町長が定める
保健師事務手当	保健師	保健師事務	192千円	月額2,000円
医師特殊勤務事務手当	医師	医師特殊勤務事務	6,860千円	日額30,000円以内で町規則で定める
税務課徴収事務手当	税務課徴収係	税務課徴収事務	72千円	月額2,000円
薬剤師特殊勤務事務手当	薬剤師	薬剤師特殊勤務事務		月額70,000円
理学療法士事務手当	理学療法士	理学療法士事務	96千円	月額2,000円
国民健康保険高原病院看護事務手当	看護師	国民健康保険高原病院看護事務	2,033千円	月額5,000円
国民健康保険高原病院深夜看護事務手当	看護師	国民健康保険高原病院深夜看護事務	6,487千円	勤務1回につき4時間を超える場合は3,200円、2時間以上4時間未満の場合は2,800円、2時間未満の場合は2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	41,575千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	400千円
支給実績（令和3年度決算）	42,083千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	405千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給さ	同	—	22,860千円	243,187円

	<p>れる手当</p> <p>① 配偶者 6,500円</p> <p>② 子 10,000円</p> <p>③ 子以外 6,500円</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>				
住居手当	<p>自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。</p> <p>① 家賃月額27,000円以下 家賃-16,000円</p> <p>② 家賃月額27,000円を超える家賃の場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円(ただし、支給限度額28,000円)</p>	同	—	12,203千円	249,045円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者)</p> <p>片道2～5km未満 2,000円 片道5～10km未満 4,200円 片道10～15km未満 7,100円 片道15～20km未満 10,000円 片道20～25km未満 12,900円 片道25～30km未満 15,800円 片道30～35km未満 18,700円 片道35～40km未満 21,600円 片道40～45km未満 24,400円 片道45～50km未満 26,200円 片道50～55km未満 28,000円 片道55～60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円</p>	同	—	9,683千円	77,461円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>統括主監、総務課長及び総合政策課長主幹等 53,900円</p> <p>その他の課長級 34,000円</p> <p>病院長 100分の25</p> <p>副病院長 100分の10</p>	異	国は給料月額 の100分の25の範囲内で、 職務の級別等により定額 支給	10,435千円	613,834円

休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同	—	8,575千円	81,671円
単身赴任手当	やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円	同	—	360千円	360,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同	—	3,847千円	153,842円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 12,000円以内	同	—	252千円	22,909円
宿日直手当	医師以外の職員 4,400円／回 医師 21,000円／回 看護業務 6,100円／回	同	—	1,092千円	546,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	614,550円	(723,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	521,100円		860,000円／ 518,500円	
報 酬	議 長	295,000円	(295,000円)	700,000円／ 456,000円	
	副 議 長	218,000円		400,000円／ 230,000円	
	議 員	202,000円		314,000円／ 182,000円	
	議 員	202,000円		290,000円／ 165,000円	
手 期 末 当 当	町 副 町 長 長	(4年度支給割合) 3.3月分			

	議 副 議	議	長 長 員	(4年度支給割合) 3.3月分
退職 手 当	町 副	町	長 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
				(給料月額)×(在職月数)×0.417 13,024,411円 任期毎
	備	考		(給料月額)×(在職月数)×0.248 6,547,795円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

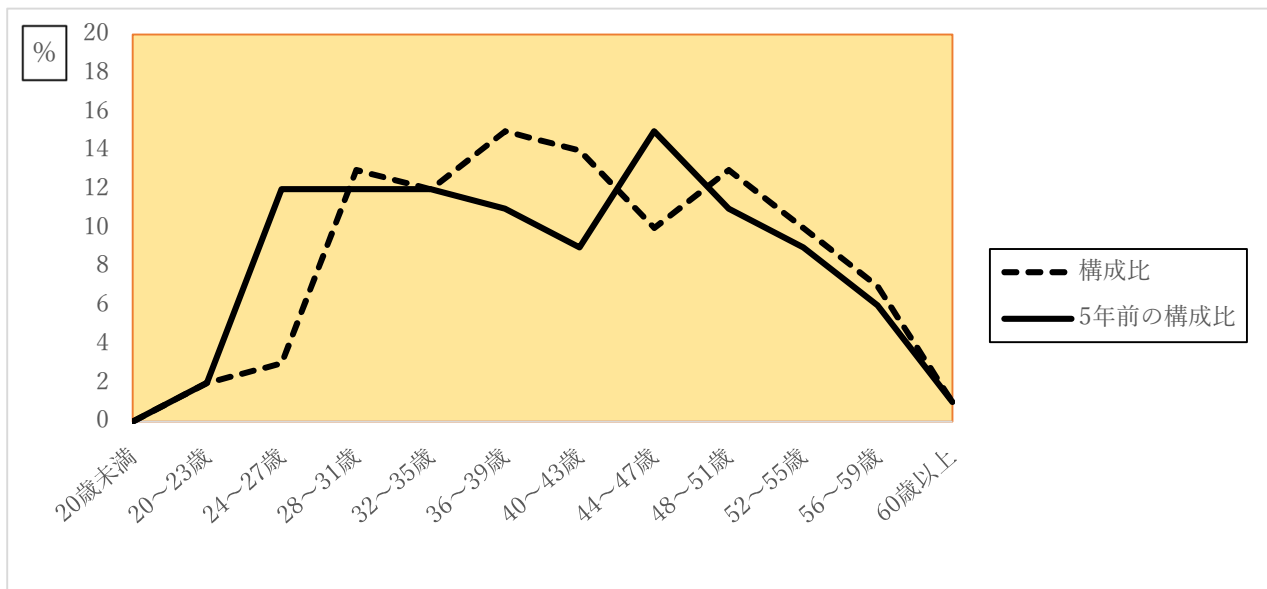
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	38	40	-2	組織改革による減
		税務	9	10	-1	組織改革による減
		労働	0	0	0	
		農林水産	19	20	-1	事業の規模縮小に伴う減
		商工	7	3	4	組織改革による移住定住促進、地域活性化の体制強化
		土木	7	7	0	
		民生	7	7	0	
		衛生	14	13	1	組織改革により、衛生部門の体制強化
	計	104	103	1	<参考> 人口1万当たり職員数 117.67人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 141.38人)	
	教育部門	12	13	-1		
	消防部門	-	-	0		
	小計	116	116	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.25人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 168.75人)	
公営企業等部門	病院	46	49	-3	退職	
	水道	3	4	-1	組織改革による減	
	交通	1	0	0		
	下水道	0	1	0		
	その他	10	11	-1	組織改革による減	
	小計	60	65	-5		
合計		176 [200]	181 [247]	-5 []	<参考> 人口1万当たり職員数 199.14人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (5年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0人	3人	6人	22人	21人	27人	24人	17人	23人	18人	13人	2人	176人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	95	96	96	100	103	104	9(9.5%)
教育	11	10	10	12	13	12	1(9.1%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	106	106	106	112	116	116	10(9.4%)
公営企業等会計計	61	65	63	67	65	60	▲1(▲1.6%)
総合計	167	171	169	179	181	176	9(5.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
4年度	184,815	1,040	29,452	15.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	4	15,240	3,413	5,621	24,274	6,069	6,017

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高原町	42.3歳	313,667円	502,518円
他市町村	45.7歳	335,310円	500,619円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	高原町
1人当たり平均支給額（R4年度） 1,405千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,377千円
（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在） ※ 支給実績なし

水道事業	高原町
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 47.709月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 47.709月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%
1人当たり平均支給額 0千円 0千円	1人当たり平均支給額 9,399千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在） ※ 支給実績なし

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在） ※ 支給実績なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	3,365千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	841千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 6,500円</p> <p>② 子 10,000円</p> <p>③ 子以外 6,500円</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>			540千円	135,000円
住居手当	<p>自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。</p> <p>① 家賃月額27,000円以下 家賃-16,000円</p> <p>② 家賃月額27,000円を超える家賃の場合 (家賃-27,000円) × 1/2 + 11,000円 (ただし、支給限度額28,000円)</p>			千円	円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用</p>			48千円	12,000円

	者) 片道2～5km未満 2,000円 片道5～10km未満 4,200円 片道10～15km未満 7,100円 片道15～20km未満 10,000円 片道20～25km未満 12,900円 片道25～30km未満 15,800円 片道30～35km未満 18,700円 片道35～40km未満 21,600円 片道40～45km未満 24,400円 片道45～50km未満 26,200円 片道50～55km未満 28,000円 片道55～60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 統括主監、総務課長及び総合政策課長主幹等 53,900円 その他の課長級 34,000円 病院長 100分の25 副病院長 100分の10			千円	円
休日出勤手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき			千円	円

	、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額				
--	------------------------------	--	--	--	--